

速度取締り指針 (令和8年上半期)

速度取締り重点

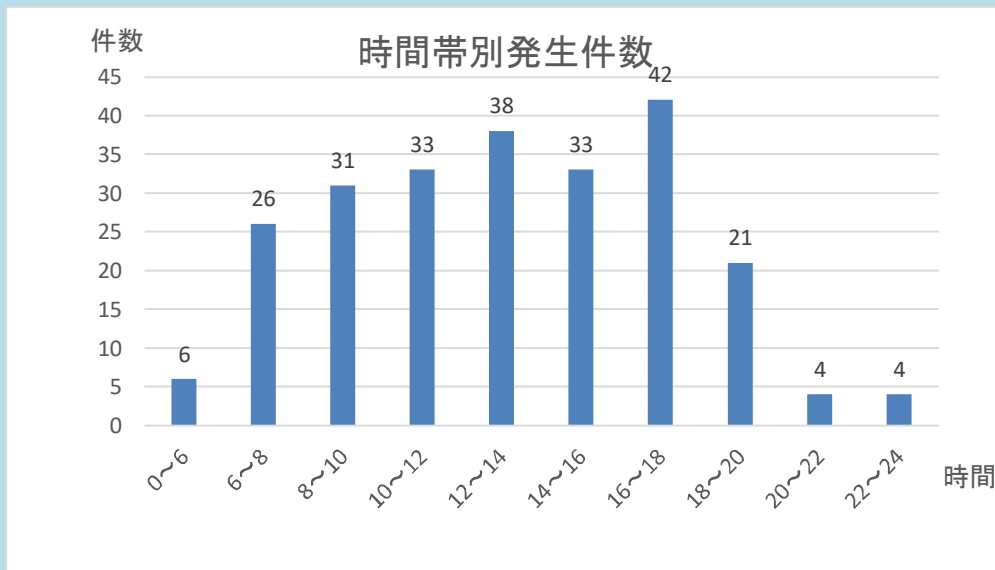
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道251号	6:30~20:00	南島原市内	40・50km/h
南島原市道	6:30~19:00		

★ 速度取締りの目的

車両の速度を抑制し、重大事故の未然防止と事故発生時の被害を軽減するため

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがある

南島原警察署管内における交通人身事故発生状況(過去5年間)



● 事故の内容(令和7年12月末現在(暫定値))

- ・ 令和7年12月末の管内の人身事故発生件数は40件(前年比+5件)で昨年より増加した
- ・ 死亡者数は1人(前年比+1)で、負傷者数は47名(前年比+1件)で増加した
- ・ 原因別では、脇見・ぼんやり運転等の僅かな不注意によるものが62.5%であった。
- ・ 道路別では、国道60%、市町村道20%であった。

★ 速度取締りのほか、携帯電話使用等や横断歩行者妨害の取締りを強化